

令和 6 年度
市有地売払い（公募先着順）
実施要領

令和 6 年 5 月

石巻市総務部管財課

電話 0225-95-1111（代表）

石巻市ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp>

目 次

◆ 公募先着順による市有地売払いの流れ	1
◆ 申込関係	
1 対象物件	2
2 物件の利用条件等	2
3 物件の公開	2
4 申込みに必要な資格に関する事項	3
5 申込開始日及び申込方法	3
6 買受申込資格審査結果の通知	4
7 買受人の決定	4
◆ 契約関係	
1 契約の締結	5
2 契約保証金	5
3 売買代金の支払い	5
◆ 引渡し、登記関係	
1 所有権移転登記等	5
◆ その他	
1 その他	6
2 地中埋設物等	6
3 問い合わせ先	6
◆ 様式	
1 市有地購入申込書	7

公募先着順による市有地売払いの流れ

- ◎ 市有地買受希望者を公募し、申込開始日以降最も早く申込みをした方に市で定めた価格で市有地を売却します。

1 申込書等の提出

- ・ 申込開始日 令和6年5月15日（水）
- ・ 市有地購入申込書に必要事項を記入の上、申込み時に必要な書類を添えて「一般書留」又は「簡易書留」により郵送するか、管財課へ直接提出してください。



2 書類の審査

- ・ 提出された書類を基に申込資格を審査し、審査結果についてはファクシミリ、電子メール、郵送等で別途通知します。



3 抽選の実施

- ・ 同日同時刻に複数の申込みがあった場合は、くじにより買受人を決定します。



4 買受人の決定・契約の締結

- ・ 買受人に決定してから7日以内（買受人決定の翌日から数えて土日祝日除く）に契約を締結しなければいけません。
 - ・ 契約保証金として買受金額の100分の10以上の金額を納めていただきます。
- 【必要書類等】
- ①市有財産売買契約書 ②印鑑（実印） ③契約書に貼付する収入印紙（10,000円）



5 代金の支払

- ・ 契約締結日から30日以内（契約締結日の翌日から30日で土日祝日除く）に、契約保証金を差し引いた残金を市が発行する納入通知書により、全額一括納付していただきます。



6 所有権の移転

- ・ 売買代金が完納された後、市が土地の所有権移転登記を行います。
- ・ 登記手数料はかかりませんが、登記に必要な登録免許税は買受人の負担となります。

市有地売払い（公募先着順）実施要領

◇申込関係

1 対象物件

物件は次のとおりです。詳細については、別添の物件調書をご覧ください。

物件 番号	区分	物件の所在地	地目	面積 (㎡)	売却価格 (円)
1	土地	石巻市泉町四丁目54番203	宅地	1,416.74	20,970,000

注) 面積は実測による。

2 物件の利用条件等

(1) 土地利用条件

なし

(2) 禁止用途

- ① 取得物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しないこと。
- ② 取得物件を石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に使用しないこと。

(3) 引渡し

現状有姿での引渡しとします。

3 物件の公開

現地説明会は実施いたしません。

現状有姿での引渡しとなりますので、物件調書及び現地を必ず確認してください。

（物件調書と現状に差異があった場合は現状が優先します。）

物件の公開及び現地案内を希望する方は、事前に連絡してください。

(1) 公開日時

令和6年5月15日（水）から（土、日、祝日、閉庁日を除く。）
午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 公開の申込先

石巻市総務部管財課管財係

住 所 石巻市穀町14番1号

電話番号 0225-95-1111（内線4088・4089）

4 申込みに必要な資格に関する事項

日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内に法人登録している法人であること。
ただし、次の(1)から(9)までに該当する者は申込みすることができません。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に該当しない者
- (2) 当該売払いに係る物件に関する事務に従事する石巻市職員
- (3) 当該売払いに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者
 - ア 市が行う競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 決定した買受人が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - エ ア、イ又はウに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人として使用した者
- (5) 個人市民税（法人にあっては、法人市民税）又は固定資産税を滞納している者
- (6) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同第4号に規定する暴力団員等に該当する者
- (7) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団及び同第4号に規定する暴力団員等から依頼を受け申込みしようとする者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及びその団体の役員又は構成員となっている者
- (9) 当該物件を上記(6)又は(8)に該当する者の活動のために利用させる等公序良俗に反する用途に供しようとする者

5 申込開始日及び申込方法

- (1) 申込開始日

令和6年5月15日（水）

- (2) 申込先

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市総務部管財課管財係

- (3) 申込方法

市有地購入申込書（P. 7）を記入の上、申込み時に必要な書類を添えて、「一般書留」又は「簡易書留」で郵送にて送付するか、石巻市役所総務部管財課へ直接提出願います。

なお、2名以上の連名（共有名義）での申込みもできます。その場合は、市有地購入申込書に連名で記入の上、連名者全員分の必要書類を提出してください。

※契約は申し込まれた方の名義で締結します。単独名義で申し込んだ方が、共有名義で契約するといったことはできませんのでご注意ください。

(4) 申込み時に必要な書類

【個人の場合】

- ① 市有地購入申込書 1通
 - ② 住民票抄本（個人分・本籍を記載したもの） 1通
 - ③ 印鑑登録証明書 1通
 - ④ 納税証明書（個人市民税及び固定資産税） 1通
- ※市民税が非課税の場合は、非課税証明書 1通

【法人の場合】

- ① 市有地購入申込書 1通
- ② 法人登記簿謄本 1通
- ③ 印鑑証明書 1通
- ④ 納税証明書（法人市民税及び固定資産税） 1通

注）納税証明書については、直近のものを提出するものとします。

注）各種証明書類は、申請日前3か月以内に発行されたものとします。

6 買受申込資格審査結果の通知

提出された書類を基に申込資格を審査し、審査結果についてはファクシミリ、電子メール、郵送等で別途通知いたします。

7 買受人の決定

- (1) 申込開始日以降最も早く市有地購入申込書を提出した方を買受人に決定します。
- (2) 同日同時刻に2名以上からの購入申込みがあった場合は、くじにより買受人を決定します。

◇契約関係

1 契約の締結

買受人には、「市有財産売買契約書」により、買受決定日から7日以内（買受決定日の翌日から数えて、土日祝日は算入しない。）に契約を締結していただきます。

なお、買受人が契約を締結しないときは、その申込みは無効となります。

2 契約保証金

買受人には、買受決定日から契約を締結する前までに、契約保証金として買受金額の100分の10以上の金額を納付していただきます。

3 売買代金の支払い

契約締結日から30日以内（契約締結日の翌日から数えて、土日祝日は算入しない）に市が発行する納入通知書により、売買代金から契約保証金相当額を差し引いた金額を一括して支払っていただきます。

なお、契約保証金は上述の売買代金の残額を完納した時に、売買代金に充当されるものとします。

※買受者が売買代金を完納しないときは、市は契約を解除することができます。

その場合は、契約保証金は石巻市に帰属することとなります。

◇引渡し、登記関係

1 所有権移転登記等

(1) 当該物件の所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転し、現状のまま引渡すものとします。

(2) 土地の所有権移転登記は、前記(1)の引渡し後に市が行います。

なお、所有権移転登記に必要な登録免許税及び売買代金完納後の公租公課は、買受人の負担となります。

(3) 金融機関からの融資を受けるため、所有権移転と同時に抵当権の設定を実施する場合、金融機関や司法書士と登記時期等の情報共有が必要ですので、事前に御相談ください。

◇その他

1 法令等の制限

建物を建築するにあたっては、都市計画法、建築基準法、県及び市の条例等により指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

2 地中埋設物等

当該物件の地盤強度や土壌汚染、地中埋設物の有無は調査を行っていないため不明です。調査や改良、撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担です。

3 問い合わせ先

住 所：〒986－8501 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市総務部管財課管財係

電 話 番 号：0225－95－1111（内線4088・4089）

ファクシミリ：0225－22－4995

電 子 メ ー ル：isprop@city.ishinomaki.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

トップページ＞市政情報＞募集情報＞売払い情報

市有地購入申込書

令和 年 月 日

石巻市長 齋 藤 正 美 殿

石巻市が行う市有地売却について、申込みします。
 なお、申込みに必要な資格を有していることを誓約します。

申 込 者 住所 _____
 (法人の場合：法人名及び代表者名)

ふりがな
 氏名 _____
 電 話 番 号 (— —)
 ファクシミリ番号 (— —)
 電子メール _____

【共有名義の場合】

共 有 者 住所 _____

ふりがな
 氏名 _____

共 有 者 住所 _____

ふりがな
 氏名 _____

売却物件

物件番号	物件所在地
1	石巻市泉町四丁目54番203

※共有名義で申請する場合

- ・申込者の欄に、共有者を代表して申込手続を行う方を記入してください。
- ・共有者の欄に、申込者を除く他の共有者について記入してください。